

令和5年4月1日

埼玉県経営者協会

会長 殿

日頃より、労働行政の推進に格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、政府におきましては、成長と分配の好循環を実現するため、足下での賃金引上げに向けた環境整備とともに、賃金引上げが高いスキルの人材を惹きつけ、企業の生産性を向上させ、それが更なる賃金引上げを生むという「構造的な賃上げ」の実現を目指し、支援策の強化等の取組を進めています。大企業を中心に賃金引上げの動きがある中、今後は、全体の約7割を占める中小企業・小規模事業者の労働者とともに、パート・有期雇用労働者、派遣労働者等の非正規雇用労働者に、賃金引上げの流れを波及させていくことが重要となっています。

厚生労働省では、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の均衡のとれた待遇を確保していくため、不合理な待遇差の是正に向けて、同一労働同一賃金の遵守の徹底に向けて取り組んでいるところですが、本年3月15日から5月31日までを「非正規雇用労働者の賃金引上げに向けた同一労働同一賃金の取組強化期間」として、更なる同一労働同一賃金の遵守の徹底と非正規雇用労働者への賃金引上げの確実な波及に取り組むこととしております。

貴団体におかれましては、この趣旨をご理解いただき、傘下企業の皆様に積極的に取り組んでいただけますよう、周知や働きかけをお願いいたします。なお、その際、正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差や見直すべき内容、待遇改善のための支援策をまとめたリーフレット（別添資料1、別添資料2参照）をご活用くださいようお願いいたします。併せて、中小企業・小規模事業者が賃金引上げを検討するに当たり参考となるよう、賃金引上げに向けた取組事例の紹介、地域・業種・職種ごとの平均的な賃金の検索機能、下請取引の改善等に関する支援も含む政府の各種支援策（別添資料3参照）等を掲載したWebサイト「賃金引上げ特設ページ」（別添資料4参照）を開設し、積極的な周知・広報に取り組んでいますので、貴団体におかれましても、傘下企業の皆様に向けて、同ページの周知・広報や各種支援策の活用に向けた働きかけに御協力をいただきますようお願いいたします。

埼玉労働局長

久知良俊二